



法律事務所

【最終警告】損害賠償金お支払いのお願い

早春の折、貴社におかれましてはますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は過日東京地裁にて請求が認められました損害賠償金が未払となっていることについてご連絡差し上げました。

当職が原告代理人を務めました東京地方裁判所令和4年（ワ）第40298号にて貴社に対する金300万円の損害賠償請求が認められましたが、令和5年3月16日現在お支払いいただけておりません。

もし3月20日までに指定の当法律事務所の銀行口座までお支払いいただけない場合、同地裁に強制執行の申立を行わざるを得ませんので、どうか早急にご対応くださいますようお願いいたします。

皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

振込先口座

金融機関名：

支店名：

預金種別：

口座番号：

口座名義：

法律事務所

〒

TEL:

弁護士

※お電話の際、自動応答メッセージが流れた場合はお手数をおかけしますが、当法律事務所まで直接ご来所ください。

また、判決確定証明書など書類の確認をしたい場合も当事務所までご来所して頂ければ可能です。